

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	医療従事者の資質の向上を図ること
------------------	------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策目標	2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
個別目標	1	医師、歯科医師の臨床研修を推進すること
		(評価対象事務事業) ・臨床研修等補助金 ・臨床研修等指導医養成講習会の実施
個別目標	2	医療従事者等に対する研修を充実すること
		(評価対象事務事業) ・看護職員等に対する研修会等の実施 ・医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1. 目的等 医療の質と安全を確保するためには、医師をはじめとした医療従事者の資質の向上を図ることが重要な課題である。そのため、医師等の医療従事者の資質の向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師については臨床研修を必修化するとともに、その他の医療従事者に対して各種研修会等を実施している。		
2. 根拠法令等 医師法(昭和23年法律第201号) 歯科医師法(昭和23年法律第202号)		
主管部局・課室	医政局医事課	
関係部局・課室	医政局看護課、医政局歯科保健課	

2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	研修医の臨床研修目標達成度 (前年度以上/毎年度)	-	-	64, 4	62, 6 [97.2%]	-
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、厚生労働省科学研究費補助研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 ・平成20年度以降については研究は実施されていないが、平成21年5月に臨床研修制度の見直しを行ったところであり、研修医の到達度等について評価する体制を構築すべく検討中。 						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1						
医師、歯科医師の臨床研修を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	研修医の臨床研修目標達成度 (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	—	—	64, 4	62, 6 [97,2%]	—
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、厚生労働省科学研究費補助研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 ・平成20年度以降については研究は実施されていないが、平成21年5月に臨床研修制度の見直しを行ったところであり、研修医の到達度等について評価する体制を構築すべく検討中						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	臨床研修等指導医養成講習会の修了者数(前年度以上/毎年度)	6,462	5,407 [83.4%]	4,816 [89.1%]	4,627 [96.1%]	8,676 [187.1%]
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局医事課調べによる。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	臨床研修等補助金(医師)(行政支出総点検会議による個別指摘該当事業)					
平成20年度 予算額等	18,945百万円 (一般会計、年金特会、労働保険特会、その他())					
平成20年度 決算額	18,875百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
医師法第16条の2第1項に規定する医師臨床研修を行う病院等に必要の支援を行うものであり、医師臨床研修の円滑な実施のために必要なものである。						
政府決定・重要施策との関連性						
「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月18日取りまとめ)において臨床研修制度の見直しに係る記載がある。						
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移(補正後) (百万円)	16,877	18,049	16,936	16,251	16,086	
予算上事業数等 申請件数	699	699	941	958	856	
事業実績数等 申請件数	632	805	890	913	927	
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)						
当該補助事業により、大学病院以外の研修医を受け入れる臨床研修病院の増加が助長され、研修医に大学病院以外の多様な研修先が提供された。また、研修医を受け入れた病院の活性化にも貢献した。さらに、当該補助事業が行われる前の平成15年度の研修医(一年次生)の平均給与(年収)が約265万円であったのに対し、平成18年度の研修医平均給与は約427万円となり、研修医の身分と処遇(給与等)が大幅に改善され、研修医が経済的な心配をすることなく研修に専念できる環境が整った。 また、主要な症状・病態・疾患について、制度導入前に比べ、制度導入後は研修医の経験症例数が増加した。さらに、臨床技能等に係る研修医の自己評価についても、各技						

能等で「できる」と回答した割合が、制度導入後は制度導入前に比べて増加し、研修医の基本的な診療能力に一定の向上が見られた。

一方で、大学病院において臨床研修を受ける医師が大幅に減少し、大学病院の若手医師が実質的に不足する状況となり、大学病院が担ってきた地域の医療機関への医師派遣機能が低下し、地域における医師不足問題が顕在化・加速するきっかけとなったとの指摘がある。

また、病院間で研修医の処遇内容に違いが生じており、中には研修制度の本来の趣旨に照らして不適切に高額な処遇の事例が見られたところである。

このため、平成22年度より開始される研修について、研修医の地域偏在の是正や大学病院の医師派遣機能の強化などに係る制度の見直しを行ったところであり、今後これらに係る平成22年度予算要求などにおける所要の見直しを行う。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	臨床研修等指導医養成講習会の実施				
平成20年度 予算額等	11百万円（定額） （一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ））				
平成20年度 決算額	11百万円				
実施主体	（本省）厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
本事業は、研修プログラム全体を総括、管理し、研修期間全般に渡って、研修医に責任を持つ立場のプログラム責任者を養成する講習会を実施する臨床研修協議会に、その経費を補助するものであり、医師臨床研修の円滑な実施のために必要なものである。					
政府決定・重要施策との関連性					
「安心と希望の医療確保ビジョン」（平成20年6月18日取りまとめ）において、臨床研修の見直しに係る記載がある。					
事業（予算）実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	10	10	12	11	11
予算上事業数等 予算上講習会数（箇所数）	6	6	6	6	6
事業実績数等 講習会数（箇所数）	6	6	6	6	6
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
臨床研修等指導医講習会の実施により、研修医に責任を持つ立場のプログラム責任者は着実に増加しており、医師の臨床研修が推進されているものと評価できる。今後とも、医師臨床研修の円滑な実施のために、引き続き本事業を行う必要がある。					

個別目標2					
医療従事者等に対する研修を充実すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 （達成水準／達成時期）					
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 看護職員等に対する研修会等の修了者 人数（前年度以上／毎年度）	20,368	18,428 【98.9%】	19,822 【90.4%】	20,234 【102.1%】	集計中
2 診療放射線技師実習指導者に対する講習会修了者（前年度以上／毎年度）	179	157 【87.7%】	154 【98.1%】	135 【87.7%】	171 【126.7%】
3 臨床検査技師実習指導者に対する講習会修了者（前年度以上／毎年度）	90	108 【120.0%】	104 【96.2%】	120 【115.3%】	137 【114.2%】
4 視能訓練士実習指導者に対する講習会修了者（前年度以上／毎年度）	64	73 【114.0%】	71 【97.3%】	72 【101.4%】	71 【98.7%】
5 歯科技工士実習指導者に対する講習会	19	20	21	19	10

	修了者（前年度以上／毎年度）		[95%]	[105.0%]	[90.5%]	[52.6%]
6	理学療法士・作業療法士養成所の教員等に対する講習会修了者（前年度以上／毎年度）	130	128 [92.3%]	130 [101.6%]	129 [99.2%]	127 [98.4%]
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。 ・指標2から6までは医政局医事課調べによる。						
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価						
事務事業名		看護職員等に対する研修会等の実施				
平成20年度 予算額等		943百万円（定額） ＜一般会計＞年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額		707百万円				
実施主体		本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、特例民法法人 その他（医療機関等）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）						
<p>本事業は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 看護職員の教育指導者等の育成を図る、 ② がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る、 ③ 特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進する <p>ものであり、看護職員の資質の向上のために必要なものである。</p>						
政府決定・重要施策との関連性						
<p>「安心と希望の医療確保ビジョン」（平成20年6月18日取りまとめ）において「医師と看護職との協働の充実」が盛り込まれている。</p> <p>また、「看護の質と向上と確保に関する検討会 中間とりまとめ」（平成21年3月）において「医療関係職種が各々の専門性を高め、相互の専門性を理解し、チーム医療を推進していくことが重要である」とされている。</p>						
事業(予算)実績等		H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）		518	573	789	769	943
予算上事業数等 予算上研修会数 （箇所数）		297	311	387	383	442
事業実績数等 研修会数（箇所数）		129	174	186	291	325
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）						
<p>看護職員の研修会は毎年着実に実施されており、看護職員の技術の向上が図られている。このことから、個別目標の達成に向けて着実に事業が取り組まれているものと評価できる。</p> <p>今後も、看護職員の資質の向上のために必要な研修につき、引き続き実施してまいりたい。</p>						
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価						
事務事業名		医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施				
平成20年度 予算額等		3百万円（定額） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額		3百万円				
実施主体		本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、特例民法法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）						
診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士及び歯科技工士の養成カリキュラムにおける実習を効果的に行うため、実習施設の実習指導者を対象とした実習講習会を実施す						

るもの。理学療法士・作業療法士養成所の教員や実習施設の実習指導者を対象とした教員等講習会を実施するものであり、医療従事者の資質の向上のために必要なものである。

政府決定・重要施策との関連性

「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月18日取りまとめ)において「医師とコメディカルとの協働の充実」が盛り込まれている。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	5	5	5	3	3
予算上事業数等 予算上講習会数 (箇所数)	1	1	1	1	1
事業実績数等 講習会数(箇所数)	1	1	1	1	1

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

医療従事者に対する研修の修了者数については、毎年同程度の水準を維持しており、医療従事者に対する研修は着実に実施され、医療従事者の資質の向上が図られていると考えられる。このことから、個別目標の達成に向けて着実に事業が取り組まれているものと評価できる。